

いじめ防止のための「クラスの友だちを大切に作る宣言文(児童生徒の人権宣言文)」の作成と暗唱のすすめ

大河原 清*
(2017年2月15日受理)

OOKAWARA Kiyoshi

A Proposal for Declaration Writing and its Recitation in a Classroom where a Child and Teacher Cooperate to Make their Writing to Cherish Classmates and to Respect their Rights to Prevent Bullying.

いじめ防止や情報モラルを守るための具体的な方法の一つとして、教室において「友だちを大切に作る宣言文(児童生徒の人権を尊重する宣言文)」を児童生徒と教師が協力して作成し、作成した宣言文を児童生徒と教師と一緒に唱えることを、本稿で提案する。いじめ防止対策のための文言や禁止条例が制定され教職員はじめ児童生徒や保護者に対して周知し守るように指導や掲示がなされるが、こうした掲示活動だけでは、その内容が十分に体得されるには至らないのが現状である。本稿では、いじめ防止や情報モラルを守るための一つの方法として、「友だちを大切に作る宣言文(児童生徒の人権を尊重する宣言文)」を、教師と児童生徒と一緒に作成して暗唱することを提案している。

キーワード 道徳教育、いじめ対策、情報モラル、子どもの権利宣言、人権教育、道徳モラル、仕の掟

1 いじめ問題

いじめ防止に対しては児童生徒ばかりではなく教師自身にも自覚が不足していることは、昨今の問題である。2016年11月26日読売新聞に「原発いじめ 根深い偏見」のタイトルで、横浜市に自主避難した男子生徒が転校先の市立小学校でいじめを受けた問題が取り上げられた。冒頭に「子どもが転入先の学校で『ばいきんまん』と言われた」(40歳代・女性)「クラスの子に放射能を浴びていると言われ、つらい思いをした」(30歳代・女性)」ことが取り上げられた。「浪江町民アンケートに書かれた避難先でのいじめや差別」には、「金持ちだね」「賠償で買えば?」などと言われた(30

歳代・男性)。「お金をもらっているのになぜ働くのかと言われ、うつ病になった(40歳代・女性)。」ことが取り上げられていた。

新潟市では小学4年の男子児童が、担任の40代男性教諭から名前に「菌」をつけて呼ばれ、1週間以上学校を休んでいることが、保護者や学校の取材でわかった。」という(朝日新聞DIGITAL 2016/12/2 07時28分)。

2 いじめ防止の対策について

ここでは、いじめ防止を呼び掛けるチラシについて述べる。

各県や市では、いじめ防止基本方針や教育長か

* 岩手大学名誉教授・常磐大学人間科学部

らの呼びかけに続いて、児童生徒ばかりではなく、保護者・住民の皆さんへの呼びかけがなされている。前述の原発いじめの2年前のことである。

たとえば、横浜市教育委員会・横浜市PTA連絡協議会が平成24年11月29日付で、以下の通りの「『いじめを絶対に許さない！』『いじめられている子どもたちを最後まで守り抜く！』という姿勢で、私たちはいじめの問題に取り組めます!!」の案内を、児童生徒のみなさん、保護者・地域の皆さんへと発信している（2016/11/28WEBより）。

【児童生徒の皆さんへ】では、○皆さん一人ひとりが、かけがえのない大切な存在です。そして、誰もが社会の宝です。○もし、あなたが誰かをいじめているとしたら、今すぐにやめてください。「いじめ」は人の心を傷つけ、時として生命にもかわる大変重大な問題です。○誰かがいじめられていたら、すぐにやめさせてください。一人で行動をおこせなかったら、他の人に知らせてください。その行いは、いじめられている人だけではなく、いじている人も救うことになるのです。○「いじめ」で悩んだり苦しんだりしていたら、今すぐ、まわりの人に相談してください。誰にも相談できずにいる人は「横浜市教育委員会 いじめ110番 フリーダイヤル0120-671-388」に電話してください。365日、24時間、相談できます。※秘密は守ります。専門の相談員が、電話を受けます。

【保護者・地域の皆さんへ】現在の「いじめ」は、従来とは大きく異なります。加害者だった子どもが後に被害者になることや、その逆もまれではなく、どの子どもにもその可能性があります。さらに、メールやネットによる「いじめ」の発生など、周囲からわかりにくくなっています。○「いじめ」は絶対に許さないことを伝えてください。○いじめられている子どもがいたら、最後まで守り抜くという強い意志を示してください。○子どもが発するサインに敏感に受け止めてください。また、子どもたちが相談しやすいような関係づくりに努

めてください。○「いじめ」を目撃したら、やめさせてください。そして周囲の大人と連携を図り、解決をめざしてください。○お子様のことでお悩みの方は、「いじめ110番」もしくは「横浜市教育委員会 一般電話相談671-3726（平日9：00～17：00）」に電話してください。

各県市が同じようなよびかけ防止対策をしている。このような努力は、なぜ実り少なかったのだろうか。一つは、呼びかけチラシや文言は、まさに教師からの呼びかけであり、児童生徒の心に響かない文言なのである。そして、もう一つは、作成された文言のチラシ配布や掲示だけでは、児童生徒そして菌呼ばわりする教師にも十分にその機能を果たせないためであろう。

また、いじめを許容する児童・生徒は、他者からの意図のあいまいな挑発行動があった場合に、その相手に自分への敵意を認知する傾向（いわゆる、敵意帰属バイアス）があることも分かっている（Dodge, 2006）。この認知傾向のある個人では、相手の意図が不明確であっても報復行動を選択する傾向があり、自分ならば報復としての攻撃行動（例えば、いじめ）をうまく遂行できると考える傾向がある（Crick & Dodge, 1994）。さらに、敵意帰属バイアスとの関連が示唆される被害妄想的観念と脳機能との関連も検討されており、被害妄想的観念の強い個人では、自分の行為の適切さに関する行為モニタリングを担う前部帯状回の機能レベルが低下していることを示す中程度の相関が認められている（大河原・阿久津・岩木・山本, 2016）。

以上のことから、いじめを許容するような敵意帰属バイアスを示す個人に対しては、通常考えられる呼びかけやチラシ等の教育的介入だけでは不十分であるのかもしれない。

3 クラスの友だちを大切にするための文言の作成と暗唱のすすめ

教師は児童・生徒に語り掛ける必要がある。「友達をいじめてはいけない」、「友達を大切にしな

い」といった言葉による伝達を、毎日、授業開始時に児童・生徒に対して語り掛け、教師も一緒に唱えることは必要である。

いじめ防止のための暗唱にあたっては、かつてNHK『八重の桜』で放送された会津藩の『什〔ジュウ〕の掟』が参考になるだろう。末尾の「ならぬことは、ならぬものです」は、よく知られている。この『什の掟』とは、会津藩士の武士階級の子弟の教育に用いられていたもので、現在ではこの文言をもとにした『あいづっこ宣言』がある。

小学校社会科教科書『新編 新しい社会 6上』（東京書籍2016.2.）には「江戸時代の武士の学校日新館～福島県会津若松市～」において『什の掟』の写真が漢字縦書きのまま提示されていて、その説明には「日新館への入学前に、武士としての心構えを学ぶときの規則で、うそを言ったり、弱い者いじめをしたりしてはいけないなど、守らなければならない七つの項目を示しています。」(p.99)とある。

またWEBでは『あいづっこ宣言』について「会津若松市内の子供たちは、皆すらすらと暗唱することができます。会津藩士の子供たちは、地区ごとに『什』というグループが定められており、6歳から9歳まではこの『什』に属します。基本的に遊びも勉強も、この『什』に属します。『什の掟』とは什の中のルールで、毎日最年長である什長がこれを唱和し、メンバーがきちんと守れているかどうか、確認していました。」とある (<http://yaesakura.jp/aizuhaku/column01>, 2016/11/25のHP。アドレス) (下線部は引用者による)。

以下には、『会津藩 什の掟 日新館が教えた七カ条』の著者中元寺〈チュウガンジ〉(2007)のものを引用する。

- ・ 1 年長者の言うことに背いてはなりません
- ・ 2 年長者にはお辞儀をしなければなりません
- ・ 3 虚言(うそ)を言うことはなりません
- ・ 4 卑怯な振舞いをしてはなりません
- ・ 5 弱い者をいぢめてはなりません
- ・ 6 戸外で物を食べてはなりません
- ・ 7 戸外で婦人と言葉を交えてはなりません

「ならぬことは、ならぬものです」(中元寺 2007 pp.18-19)

小西(2008)による『あいづっこ宣言』は次の通りである(注1)。

- ・ 1 人をいたわります。
 - ・ 2 ありがとう ごめんなさいを言います。
 - ・ 3 がまんをします。
 - ・ 4 卑怯なふるまいをしません。
 - ・ 5 会津を誇り年上を敬います。
 - ・ 6 夢に向かってがんばります
- やっではならぬ
やらねばならぬ
ならぬことは
ならぬものです

補足ながら、この『什の掟』については、さまざまな立場から引用使用されている。

末尾の「ならぬことはならぬものです」について、藤原(2005)はその著『国家の品格』の中の『論理』だけでは世界が破綻する」において、「要するにこれは『問答無用』『いけないことは行けない』と言っている。これが最も重要です。すべてを論理で説明しようとすることは出来ない。だからこそ、『ならぬことはならぬものです』と、価値観を押しつけたのです。」と述べ、「重要なことは押しつけよ 本当に重要なことは、親や教師が幼いうちから押しつけないといけません。」(藤原 2005 pp.48-49)と続けている。

投資会社で働く、ぐっちーさん(2013.6.24 AERA, p.68)は東南アジアに来て「当の日本では、グローバリゼーションを単なる言語の問題としか考えていない役人が、小学生に英語を教える、など妙な方向に教育プログラムを変えようとしています。求められているのは流暢な英語でもなければ、外国人流のあいさつの仕方でもない。日本人らしさ、つまりどれだけ礼節を重んじるか、だということがどうしてわからないのでしょうか。」と「英語ではなく『什の掟』を」強調している。

4 チラシの掲示ばかりでなく、5分程度の1日1回のチラシ文言の暗唱のすすめ

スローガンの教室での掲示や児童生徒や保護者への配付ばかりでなく、朝の会などに、必ず毎日1回は、教師と児童生徒によって一緒に、口に出して暗唱することが有効ではないだろうか。学習科学の分野では、記憶の想起がその記憶の定着を促すことが頑健に示されているからである (*testing effect*. e.g., Bangert-Drowns, Kulik, & Kulik, 1991; for a review, Roediger & Karpicke, 2006)。その際、時々、難しい語句の解説を教師がすることも必要であろう。

5 暗唱する文言の作成

暗唱文の作成にあたって参照したいのが、中野・小笠編著 (1996) 『ハンドブック子どもの権利宣言』第2章の「教室の中の人権宣言」における説明である。少々長いが大変重要な箇所なので以下にそのまま引用する。

「十数年も前のことですが、私の親しい友人がアメリカのある小学校を訪問したとき、教室の壁に次のような文章がかかげられていた、といって日本語に訳して教えてくれました。

『私はこの教室の中で楽しく過ごし、思いやりの心をもって処遇される権利をもっています。このことは、だれも私のことをあざ笑ったり、私の心を傷つけたりしないことを意味します。

私はこの教室では私自身が認められる権利をもっています。このことは、だれも私を、黒人か白人か、太っているかやせているか、背が高いか低い、男か女か、というような理由で、公平を欠く取り扱いをしない、ということの意味します。

私はこの教室の中で安全でいる権利をもっています。それは、だれも私をたたき、蹴り、押し、つねり、あるいはけがをさせるようなことはしない、ということの意味します。』

人間はだれでも、かけがえのないねうちをもつ

て生まれてきているはずで、にもかかわらず、人間の社会には人種とか皮膚の色とか男女の性のちがいなどによる差別がなくなっています。それは現在の私たちの生活についてもいえるはずで、アメリカの教室にかかげてあった人権宣言も、そのことを物語っています。アメリカの歴史では、人種差別をなくすための闘争の歴史が一つの太いすじになってきていることは、みなさんもよくご存じのことでしょう。日本では「日本人は単一民族だから…」という論理がいまでも平然と人びとの口から出ることがありますが、それはまちがいです。たとえば、アイヌ民族の人たちがいますし、在日外国人の人びとも多数、日本に生活しています。ですから、差別の禁止を求めた第二条の内容は、私たち自身の問題として受けとめられなければなりません。』

(中野光・小笠毅編著 1996 ハンドブック子どもの権利条約 岩波書店 pp.22-23.)

少しだけ修正した文言の例 (下線部が修正箇所)

『私はこの教室の中で楽しく過ごし、思いやりの心をもって処遇される権利をもっています。このことは、だれも私のことをあざ笑ったり、私の心を傷つけたりしないことを意味します。

私はこの教室では私自身が認められる権利をもっています。このことは、だれも私を、太っているかやせているか、背が高いか低い、皮膚の色が黒いか白いか、髪の毛が茶髪か、ちぢれているか、男か女か、外国人か日本人か、金持ちか貧乏人か、というような理由で、公平を欠く取り扱いをしない、ということの意味します。

私はこの教室の中で安全でいる権利をもっています。それは、だれも私をたたき、蹴り、押し、つねり、あるいはけがをさせるようなことはしない、ということの意味します。』

このように修正文言を、教師がクラスの児童生徒と一緒に協力して作成することが望まれる。アクティブラーニングの課題として取り上げてもどうか。

6 人権教育について

人権教育について、わが国の『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』がある(注2)。その中で、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる、と冒頭で述べられている。さらに人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる、という。

続いて「さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。」としている。単なる知識としての理解に留まるのではなく、実践行為としての行動が求められているのであるが、本稿では、行動への出発点である知的理解こそが第一に求められることを強調したい。

こうした冒頭の考え方は、「2 学校における人権教育」の「(2) 学校における人権教育の取組の視点」において、「[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]」ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。と続いている。つまり、言葉で説明するばかりではなく、教室の中で児童生徒が大切にされていることを実感でき、自他ともに大切にすることの実践行動にまで高めなければならないことが強調されているのである。

本稿では、上記の知的理解にかかわり、人権を大切にす宣言を提案する。その宣言は毎日、教室において児童生徒とともに教師も一緒に唱えるのにふさわしいものであることを提案する。先に述べた脳の前部帯状回の機能低下によって、犯罪に及ぶ可能性があるとするれば、犯罪防止のためには、前部帯状回の機能回復、つまり、前部帯状回の活性化が最善であると考えからである。その

一つの方法が、言葉による反復暗唱であると捉えるからである。上記の「児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。」と捉えるのではなく、これこそが知的理解の第一歩であると捉えるためである。

戦前における『教育勅語』の暗唱が児童生徒に天皇のために命を投げ出す教育につながったとする立場から、このような暗唱行為に反対する人々が出ることは、容易に想像されるのである。しかし、こと、人権尊重の考えは、わたしたち人間が生き残る方向を示している点において、戦前の『教育勅語』の暗唱とは正反対の方向として区別されるものとなるであろう。

7 文言作成にあたっての留意事項

(1) 児童生徒と教師が協力して作成する

教室の人権宣言の文言の作成に当たっては、国や教師側が作成して児童生徒に示すのではなく、教師と児童生徒が一緒になって協力して作成することが必要である。

作成に関わり、中元寺(2007)「最終章『什の掟』に学ぶいじめへの対策」が参考となる。

中元寺は最終章において「什の掟」から学ぶこととして、あえて「掟」の部分をやわらげ、指導するための「教え」として現代流にまとめると、次のようになると述べている。

- ・①目上の人の言うことに従いなさい
- ・②礼儀正しく振る舞いなさい
- ・③約束を守り信頼されるようになりなさい
- ・④人として正しい行いをしなさい
- ・⑤他人への思いやりを忘れてはいけません
- ・⑥気品を持って行動しなさい
- ・⑦目標に向けて、けじめのある生活を送りなさい

以下はこれらに続く説明を引用する。暗唱文を作る際の参考となるからである。

「戦後、民主主義を普及させるため、個人の権利や意思を尊重した教育が実施されてきましたが、そこには、長いあいだ人間の生きる目的として掲

げられてきた、人のために尽くすという精神は入れられていませんでした。そのため、いまになって道徳教育を正式な教科に戻すべきであるという声が多くなっています。現行の教育制度下では、明らかに道徳教育は欠けています。だからといって、『仕の掟』をこうして形を変え、あるいは道徳そのものを科目として導入しただけでは、不十分でしょう。どういった形で行動として子供たちのなかに浸透させていくかが問題なのです。それには、教育制度自体の変革や子供を取り巻く社会の理解や協力が必要となってきます。

『仕』においては、『お話の仕』で仕長が条文を唱え、それをほかの子弟が拝聴しながら内容を噛みしめ、それぞれの行動に反映させ、制裁を与えることでより効果的なものにしていました。理屈で理解するのではなく体得させていたのです。しかも自主的な活動のなかでお互いが規則と罰則を共有するといった形で。さらには、大人社会への連携も自然な形で行われていました。決して大人から一方通行で教え込まれるものではなかったのです。

『仕の掟』は、武士の心得を説いたものであり、人間としての生き方を説いたものです。その意味では、これを子供の教育に取り入れる前に、まずはその内容について、子供を教育する大人自身がもう一度自分に向けて確認すべきなのかもしれません。」(中元寺 2007 pp.108-109) (下線部は引用者による)

子どもばかりではなく、指導的立場にある大人の教師自身が児童生徒の人権を守るということの自覚が第一に求められている。

次に、宣言のための文言の作成に当たっては、教師が児童生徒と共に、一緒になって作成することが必要になる。作成に当たって、人権を守るとはどのようなことなのかの意味を教師も児童生徒も一緒になって考えることに繋がるからである。

(2) 「あなたメッセージ」ではなく「わたしメッセージ」の表現をする

次に重要なことは、自分達で教師も児童生徒も

作成することを通して、自分達の言葉で表現できたということが大切なのである。前述した横浜市呼びかけにも見られる通り、いわゆる教師目線、上から目線で「～してください」「～やめさせてください」という教師から児童生徒への、あるいは教師から保護者への「あなたは～しなければなりません」といった「あなたメッセージ」になっていることに注意して欲しいのです。

それに対して、前述した「教室の中の人権宣言」では、私を主語にした「私はこの教室では私自身が認められる権利を持っています」の通り、「わたしメッセージ」になっていることに注意して欲しいのです(注3)。

(3) 振返りの実践

最後に、宣言文の内容を守っているかどうかを、朝の会やHRの時間に、教師も児童生徒も一緒になって時々振返ってみてはどうでしょうか。

(4) 対象児童生徒の学年

中学生や高校生を対象にして、宣言文の作成や暗唱を開始しても、聞く耳を持たないかもしれません。会津藩武士階級の子弟を対象にしたのと同じように、『仕の掟』の暗唱実践に対しては、小学校4年生あたりまでではないでしょうか。そこでの学びは将来の人権を守るということに必ずや繋がるものと思われます。

【謝辞】本研究は文科省科学研究費補助金一般研究(C)(研究代表者 大河原清 共同研究者：阿久津洋巳・岩木信喜・山本奨、課題番号25350919 邪推と犯罪行為の多面的研究2013～2015年度)の成果にヒントを得た一つの提案である。文部科学省ならびに独立行政法人日本学術振興会に対して深く感謝を申し述べる。なお執筆に当たり、共同研究者の阿久津氏、岩木氏、山本氏から修正のための批判と意見をいただきました。特に岩木氏には脳波研究の立場から引用文献を含めて、適切な加筆を頂きました。科研費成果にヒントを得た一

つの提案が、本来の研究成果からかなり飛躍のある内容になってしまったことは、研究代表者大河原一人の責任であり理解不足によることは否めません。ただ脳の生理的現象と教育での実践行為である、「反復」「暗唱」などとの実践行為との関連がほとんど明確にされてこなかったことについては、驚きを禁じ得ません。

【参考文献】

- 中元寺智信 2007 会津藩 什の掟 日新館が教えた七カ条 東邦出版
- 藤原正彦 2005 国家の品格 新潮社 pp.47-50
- ぐっちーさん 2013.6.24 AERA ここだけの話 英語ではなく『什の掟』を p.68
- 小西聖一 2008 会津藩、戊辰戦争に散る / 新・ものがたり日本 歴史の事件簿 理論社 pp.19-22
- 中野光・小笠毅編著 1996 ハンドブック子どもの権利条約 岩波書店 pp.22-23
- 新編 新しい社会 6上 東京書籍2016.2, p.99
- 大河原清(代表)・阿久津洋巳・岩木信喜・山本奨 文科省科学研究費補助金一般研究(C) (課題番号25350919 邪推と犯罪行為の多面的研究 2013~2015年度
- Bangert-Drowns, R. L., Kulik, J. A., & Kulik, C. C. (1991). Effects of frequent classroom testing. *Journal of Educational Research*, 85, 89-99.
- Crick, N. R., & Dodge, K. A. (1994). A review and reformulation of social information-processing mechanisms in children's social adjustment. *Psychological Bulletin*, 115, 74-101.
- Dodge, K. A. (2006). Translational science in action: Hostile attributional style and the development of aggressive behavior problems. *Development and Psychopathology*, 18, 791-814.
- Roediger, H. L., & Karpicke, J. D. (2006). The power of testing memory: Basic research and implications for educational practice. *Perspectives on Psychological Science*, 1, 181-210.

【注】

(注1) 福島県のいじめ件数と会津若松市内のいじめ件数が全国的に見て少ない。

福島県のいじめ件数は、文科省(平成25年度)の都道府県別いじめの認知件数等(国公立)を見ると、1000人当たりの認知件数において、低い県から3番目に位置する。つまり、最も低い佐賀県(2.8件)、埼玉県(4.0)に次いで3番目が福島県(4.1)である。また、会津若松市内のいじめ件数もネット資料から低いことが分かる。『あいづっこ宣言』がいじめ件数の減少に関連しているとは直ちにいえませんが、解明には今後の調査が必要であろう。

(注2) 文科省WEBならびに抄録については協同出版『2017年度版必携教職六法』「人権教育・啓発に関する基本計画[抄]」(pp.714-715)、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ][抄]」(pp.716-722)を参照した。

(注3) 「あなたメッセージ」「わたしメッセージ」については次の文献に詳しい。

近藤千恵 1993 「教師学」心の絆をつくる教育：教師のための人間関係講座 親業訓練協会、

教師が「あなたメッセージ」を「わたしメッセージ」に変換することは、価値観の転換を伴うので、その変換は極めて難しいことが予想されます。この点については、荻間澤勇人(1997)「学級通信記事における教師メッセージの研究：2種類のメッセージの提示を通して」(教育メディア研究, 3, pp.43-52)を参照して欲しい。